

平成24年 3月

## 平成23年度口蹄疫に関する防疫演習の結果とその検証の概要

## I 演習の概要

## 1. 実施時期

平成24年 1月30日～2月3日（各都道府県（以下「県」という。）が、いずれか1日を選択して実施。演習の一環である農場の立入りは、2月10日までに実施）

## 2. 実施方法

## (1) 口蹄疫を疑う事例の通報に対する対応の検証

各県ごとに牛飼養農場1戸を選定し、当該農場から口蹄疫を疑う事例の通報があったと仮定し、立入検査を実施。病変の好発部位を撮影するとともに、家畜の飼養状況等に関する疫学調査を実施。

## (2) 口蹄疫発生時の対応の検証

牛又は豚農場3戸を発生農場と想定し、初動防疫に必要な資料を作成。

## II 今回の演習の結果と検証

## 1. 口蹄疫を疑う通報に対する対応の検証

**演習結果**

- ・異常牛の臨床検査で牛群全体の様子を確認していない県が1県あった。
- ・10県が写真を鮮明に撮影できなかったと回答した。  
今後改善すべき点としては、牛の保定方法（7県）、デジタルカメラの取扱い（7県）、手袋等を着用した開口などの牛体の扱い（5県）、明るさの確保（5県）、パソコンの取扱い（1県）、汚染防止の方法等（3県）が挙げられた。（重複回答あり。）
- ・病変部位以外の写真の撮影実施率は、口腔が94%、蹄が83%、乳頭が83%、鼻腔が79%、外貌が74%であり、特に重要な口腔の写真を撮っていない県が3県あった。
- ・22県が家畜保健衛生所又は最寄りの県の出先機関から異常牛の写真等を送信していたが、25県は直接農場から送信できていた。直接農場から送信した県のうち、送信方法として携帯電話等の移動通信手段を用いた県が20県あり、迅速な情報の伝達手段として携帯電話等の移動通信機器を用いた方法が普及していた。ただし、撮影そのものを携帯電話等で行った場合、画質や明るさでデジタルカメラより劣る事例が認められた。

**今後の対応**

- ・農場の立入検査に当たっては、外貌や病変部に加え口腔、鼻腔、乳房、蹄などの好発部位について、病変の有無にかかわらず撮影するなど、報告方法を明確化する必要。
- ・画像の送信については、引き続き移動通信手段などの活用に努めるなど、迅速な発生農場からの情報伝達体制を整備していく必要。
- ・撮影に当たっては、鮮明な画像が得られるようデジタルカメラ等の適切な機器を使用するよう徹底する必要。

## 2. 口蹄疫発生時の対応の検証

## (1) 発生農場の情報把握

**演習結果**

- ・発生農場の名称、住所、畜種・用途別、飼養頭数等の情報は全ての県で把握していたが、情報の内容が最も古いもので2年以上前のものであった県が1県あった。

#### 今後の対応

- ・県において農場等に関する最新の情報の把握に努め、定期的に更新するよう徹底する必要がある。

#### (2) 消毒ポイントの設定

##### 演習結果

- ・平成22年10月の演習では畜産関係車両の通行量を考慮して設定された消毒ポイントは19%であったが、今回の演習では69%と改善していた。また、65%の消毒ポイントでは、車両消毒に必要なスペース等の確保について確認ができていた。
- ・設定に当たり、市町村との協議まで済んでいる消毒ポイントは22%、市町村との協議に加えて道路管理者との協議まで済んでいる消毒ポイントは15%あった。

#### 今後の対応

- ・発生時に迅速に消毒ポイントを設置できるよう、実際に設置が可能であるか、市町村や道路管理者との間で候補地の事前調整を進める必要がある。

#### (3) 人員及び機材の調達

##### 演習結果

- ・殺処分作業（1日以内）、発生状況確認検査（①半径1km以内全戸の立入り、②半径10km以内の大規模農場の立入り：1日以内、①及び②以外の立入り：3日以内）、発生農場及び関連農場の疫学調査（発生農場の疫学調査：2日以内、疫学関連農場の調査：1日以内）について、全ての県が期間内に作業を終了する計画を作成することができた。
- ・目標期間内で殺処分作業、発生状況確認検査、発生農場及び関連農場の疫学調査を行うために必要となる、国又は他県からの1日当たりの派遣人数の合計は、最大で家畜防疫官（員）が128名、家畜防疫官（員）以外の人員が142名であり、こうした人数の派遣に備える必要があると考えられた。
- ・県内の市町村、農協等に県が派遣を依頼するに当たり、平成22年10月の防疫演習では派遣依頼先ごとの人数の配分ができていない県が17県あったが、今回の防疫演習においても同様に18県あった。
- ・民間獣医師を活用すると回答した25県のうち、派遣元との調整が済んでいない県が9県あった。
- ・民間獣医師を活用しないと回答した21県のうち、13県は民間獣医師を活用しなくても対応可能との回答であったが、残りの8県のうち5県では非常勤として民間獣医師を雇用する体制が整っていないなどの課題について検討中であり、3県では協力を得ることについて民間獣医師側との調整がついていなかった。
- ・殺処分作業に必要な機材について、一部の機材の調達先が把握できていない県が4県あった。

#### 今後の対応

- ・人員の確保については、民間獣医師の活用を含め、必要な人員を迅速に確保できるよう、派遣要請先と事前調整を進める必要がある。
- ・防疫作業に必要な機材については、必要量を迅速に調達できるよう日頃からその調達先を具体的に把握する必要がある。

## 高病原性鳥インフルエンザ机上防疫演習の結果とその検証の概要

### I 演習の概要

#### 1 実施時期

平成23年10月24日～28日（各都道府県（以下「県」という。）が、いずれか1日を選択して実施）

#### 2 実施方法

各県ごとに、動物衛生課が指定する比較的大規模な養鶏農場1戸からHPAIの感染疑いの通報があったと仮定し、初動防疫に必要な準備に係る基本資料の作成及び防疫対応のスケジュールを作成

### II 今回の演習の結果と検証

#### 1 発生農場の防疫措置について

##### 演習結果

- ・ 病性判定から24時間以内に殺処分が終了しないと回答した県は19県あり、うち12県は鶏舎の構造上作業スペースが不足していることを理由としていたが、殺処分に必要な人員の不足（10県）、殺処分に必要な資材の不足（3県）を理由とする県もあった。
- ・ 全県が炭酸ガスによる殺処分を想定していたが、作業開始までに必要量の炭酸ガスの調達が可能かどうか分からないと回答した県が7県あった。

##### 今後の対応

- ・ 24時間以内に殺処分を終了することができるよう、必要な人員の確保、夜間の作業の継続や、限られたスペースを活用した作業手順について検討する必要。
- ・ 防疫資材については、各県において一定量の備蓄を行うとともに、万一の発生時における必要量の具体的な調達方法の確認を徹底する必要。

#### 2 死体の処理方法について

##### 演習結果

- ・ 埋却を想定している29県のうち、22県が自己所有地、2県が農家による購入又は賃借、5県が公有地を埋却予定地として想定していた。また、埋却予定地の現在の利用状況は23県が山林や空地などであったが、6県では畑等の耕作地として利用されていた。
- ・ 埋却を想定している29県のうち、病性判定から3日以内に埋却が終了しないと回答した県が5県あり、その理由としては、殺処分の終了までに3日以上を要する（3県）、埋却に必要な人員の不足（1県）、作業スペースの不足（1県）などであった。また、埋却作業に必要な重機を、作業の開始までに調達可能かどうか分からないと回答した県が2県あった。
- ・ 焼却を想定している17県の調整状況については、事前に処理施設及び周辺地域との調整が済んでいる県が3県、処理施設との調整のみ済んでいる県が9県、調整が済んでいない県が5県あった。
- ・ 焼却を想定している17県のうち、病性判定から3日以内に焼却が終了しないと回答した県が11県あり、その理由としては、焼却施設の処理能力の限界（4県）、殺処分の終了までに3日以上を要する（3県）などであった。
- ・ 埋却の場合には、発生農場から埋却予定地までの距離が1km未満の県は29県中23県

であったが、焼却の場合には、発生農場から焼却施設までの距離は全て1 km以上であった。

- ・移動式焼却炉の利用を想定している2県（1県は埋却も実施）については、燃料（廃材）の入手先を確認できていなかった。

#### 今後の対応

- ・埋却地については、今後もより農場に近い場所や直ちに利用できる遊休地の確保に努めることが望ましい。
- ・埋却の実施に当たっては、作業開始時までには重機等の機材を調達できるよう、具体的な手順を検討する必要。
- ・焼却施設の利用に当たっては、地域の実情を踏まえて、処理施設や周辺地域の関係者との調整等、事前の準備を適切に進める必要。また、焼却施設までの輸送距離が比較的長いことから、病原体の拡散防止を行った上で、安全な輸送方法を採用していることを確認する必要。
- ・焼却炉の処理能力の制約から早期の焼却が困難である場合、処理の迅速化のため焼却と埋却を併用することについても検討する必要。

### 3 周辺農場等の検査について

#### (1) 発生状況確認検査

##### 演習結果

- ・防疫指針改正前の昨年度の演習では、発生状況確認検査の対象戸数は平均53農場（最小0農場、最大459農場）であったが、防疫指針改正（移動制限区域の範囲が縮小）後の今回の演習では、平均5農場（最小0農場、最大33農場）であった。
- ・ウイルス分離に必要な発育鶏卵の確保の可否が確認できなかったと回答した県が4県あった。
- ・家きん卵出荷再開のための検査結果が採材日の翌朝までに判明しないと回答した県が5県あり、その理由としては、採材は終了するが、検査処理能力の不足などにより検査が終わらない（5県）であった。

#### 今後の対応

- ・防疫指針の改正により移動制限区域の範囲が縮小されたことから、家畜保健衛生所の検査対象農場が10分の1になったが、大規模な発生も想定され得ることから、検査に必要な資材の事前確保等について、確認を徹底する必要。
- ・検査技術を有する職員の養成や本病発生時の適切な人員配置等に努め、より迅速に検査対応できるように備えておく必要。

#### (2) 食鳥処理場、GPセンター及びふ卵場の再開のための検査

##### 演習結果

- ・関連施設の再開のための検査の対象施設数は、防疫指針改正前の昨年度の演習では、平均で4施設（最小0施設、最大21施設）であったのに対し、防疫指針改正後の今回の演習では、平均で2施設（最小0、最大13）であった。

#### 今後の対応

- ・防疫指針の改正により移動制限区域の範囲が縮小されたことから、移動制限の対象となる施設数が半減したが、大規模な発生も想定され得ることから、今後も検査に必要な人員の確保に万全を期する必要。